

乳幼児等医療費助成の対象年齢を拡大します

令和元年8月1日から、乳幼児等医療費助成事業の対象を中学3年生までから、高校3年生相当年齢（満18歳に達する日以降最初の3月31日）までに拡大します。

新たに対象になる子ども

- ①平成13年4月2日～平成16年4月1日生まれの子ども
※平成31年4月に高等学校1・2・3年生に在学する年齢に相当する子ども
ただし、高等学校等の在学の有無は問いません。
- ②国民健康保険または社会保険などの保護者に扶養されている健康保険に加入しており、かつ町内に住所を有する世帯に属する子ども
※学生で修学のために他市町村に転出した場合でも、生活の本拠地が木古内町である場合は町内に住所があると見なし対象となります。

ただし、以下に該当する子どもの保護者は助成の対象となりません。

- ・生活保護法による保護を受けている子ども
- ・児童福祉法に基づく医療費の支給を受けている子ども
- ・木古内町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成の対象となる子ども
- ・所得が規則に定める額以上である保護者に扶養されている子ども
- ・婚姻した場合や就職し保護者の扶養を外れた子ども

実施時期

令和元年8月診療分から（※8月1日以降に医療機関にかかった際の医療費が対象）

助成対象となる費用

健康保険が適用される医療費。（薬の容器代、差額ベッド代、健康診断料、予防接種料、診断書料、入院時雑費など保険診療外のものや食事代は助成対象外です。）

手続き方法

※申請が必要となります。

新たに対象となる平成13年4月2日～平成16年4月1日生まれの方には6月下旬にご案内を送付しておりますので、必要書類等をご持参のうえ申請してください。

【申請に必要なもの】

- ①健康保険証（対象の子どもの氏名が記載されているもの）
- ②印鑑
- ③平成31年度（令和元年度）所得課税証明書（保護者「父・母」の分） ※下記に該当する方
※平成31年1月2日以降に転入された方や単身赴任している方で木古内町で所得の確認ができない方は前住所地や赴任先の市町村役場で1通取得のうえ、ご持参ください。

各種医療助成制度の更新のお知らせ

現在お持ちの【重度心身障がい者】【ひとり親家庭等】【乳幼児等（0歳～15歳「中学校3年生まで」）】の各種医療受給者証は、7月31日までが有効期限となっております。

8月1日から有効となる新しい受給者証は、対象の方へ7月下旬までに郵送しますので、期限が切れた古い受給者証は、ご家庭でハサミなどで切って処分してください。

万が一、新しい受給者証が届かない場合は、下記までお問い合わせください。

各受給者証には所得制限があります。今回の更新で対象外の方については別途通知いたします。

■お問い合わせ 町民課住民グループ ☎01392-2-3131